

(別紙)

令和7年度算数・数学授業づくり支援訪問実施要項

義務教育課

1 目 的

算数・数学の授業改善や校内研修の充実に取り組む市町村立小・中・義務教育学校(以下、「学校」とする。)及び市町村教育委員会を対象に、義務教育課(研修支援チーム)指導主事等が訪問等を行い、「授業スタンダード」及び「家庭学習スタンダード」や、ふくしま学力調査等の分析結果に基づき、児童生徒の資質・能力を確実に育成するための授業づくりや研修を継続的に支援することで、ふくしまの未来を担う児童生徒の算数・数学の学力向上を図る。

2 訪問期間

令和7年5月12日(月)～令和8年2月27日(金)

※ 上記訪問期間で、市町村教育委員会が希望した日時に訪問する。

ただし、伴走支援訪問【学校支援型】を実施する9月以降は、原則として毎月1～14日の期間での訪問とする。

3 訪問対象

市町村立小・中・義務教育学校及び市町村教育委員会

4 訪問者

義務教育課(研修支援チーム)指導主事等

※ 教育事務所担当指導主事及び市町村教育委員会指導主事等について、可能な限り同行をお願いする。なお、イノベーション人材育成推進教員(算数・数学)についても、必要に応じて同行をお願いする場合がある。

5 内 容

児童生徒の資質・能力を確実に育成するための授業づくり及び校内研修の充実に向けた支援
オンラインによる支援も可能とする。

＜例＞ 授業づくりに向けた教材研究等における支援

算数・数学の授業参観及び事後研究における支援

ふくしま学力調査の結果分析を活用した校内研修等における支援 など

※ 1校当たり複数回の継続支援を基本とする。また、一教員に対する指導を目的とした訪問ではないことから、支援の際には複数の教員が参加することを原則とする。

6 要請手続き

(1) 市町村教育委員会は、令和7年4月21日(月)までに、教育事務所をとおして、義務教育課に【様式1】により申請する。なお、追加申請については随時受け付ける。

(2) 義務教育課は、日程を調整の上、教育事務所を通して、市町村教育委員会教育長に【様式2】により回答する。なお、訪問日程調整のため、直接、学校と連絡を取り合う場合がある。

7 旅 費

原則として義務教育課負担とする。

8 その他

(1) 当日の資料等を、市町村教育委員会や教育事務所をとおして、又は、直接、訪問の1週間程度前までに義務教育課に送付する。(電子メール可)

(2) 市町村教育委員会からの要請を受けて訪問するが、各種学力調査の結果や校内研修の実態等に応じて、義務教育課から訪問を依頼し、取組等の聞き取りや授業参観を行う場合がある。